

## 札幌第4地方合同庁舎（2期）整備等事業 使用許可の場合の参考使用料

札幌第4地方合同庁舎（2期）整備等事業の実施に関する方針のうち、資料－3「附帯事業の実施条件」に関連して、附帯事業の提案に際して参考となる使用料を以下に示します。

附帯事業に係る使用料は用途、規模によって異なりますので、提案する用途等に応じて以下の参考使用料を参考にしてください。なお、土地の貸付による提案をする場合の土地貸付料の水準については、事業者の判断により設定してください。

なお、実際に契約する場合に国に支払う使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日 蔵管第1号）により国が決定しますので、この金額とは異なる可能性があることにご留意ください。

### 1. カフェ、喫茶等

12,500 円/m<sup>2</sup>～18,000 円/m<sup>2</sup>（年額）

### 2. コンビニエンスストア

19,800 円/m<sup>2</sup>～26,000 円/m<sup>2</sup>（年額）

### 3. キッチンカーによる一時的な使用による飲食販売等

506 円/m<sup>2</sup>～569 円/m<sup>2</sup>（年額）

### 4. 時間貸駐車場及びカーシェアリングサービス

5,880 円/m<sup>2</sup>～6,620 円/m<sup>2</sup>（年額）